

事業名	ながれぎ 流木抑制等バイオマス活用促進事業	新・改・既	課名	山村・木材振興課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

伐採後に搬出されない林地残材は、再生林の支障となるだけでなく、河川等に流出して海岸漂着物や災害に繋がるおそれがあるため、これらを収集運搬し、木質バイオマスとして有効活用する取組を支援する。

2 事業の概要

(1) 予算額 26,850千円

(2) 財源 国庫：13,225千円 開発事業特別資金：8,875千円
宮崎県森林環境税基金：4,750千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 地域協議会（市町村、森林組合、素材生産事業体、森林所有者等）

(5) 事業内容

- ① 流木抑制木質バイオマス活用促進事業（補助率 定額）
伐採跡地の短尺材・枝条等を収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援
- ② 木質バイオマス資源有効活用促進事業（補助率 定額）
立木の伐採搬出時に原木と短尺材・枝条をセットで収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援

3 事業効果

木質バイオマスとして利用が低調な短尺材・枝条の利用が進むことにより、流木の抑制及び再生林の促進とともに、再生可能な森林資源の有効活用が図られる。

【現状と課題】

- (1) 短尺材・枝条は、収集・運搬、加工に手間やコストがかかるため林地に残される状況にある。
- (2) 林地残材は、大雨等で流木となって海岸漂着物や災害に繋がるおそれがある。
- (3) 林地残材が、再造林推進の支障となっている。
- (4) 木質バイオマス発電施設の新設に伴い、木質バイオマス需要の増加が見込まれる。



伐採時に発生する短尺材



短尺材の運搬



短尺材のチップ化（前処理状況）

【事業内容及び効果】

